浪江町の給与・定員管理等について

1 総 括

(1)人 件 費 の 状 況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口	歳出額	実質収支	人 件 費	人 件 費 率	(参考) 平成 26
	(27年度末)	\mathbf{A}		В	B/A	年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
27 年度	18,644	13,386,309	439,340	1,333,812	10.0	9.2

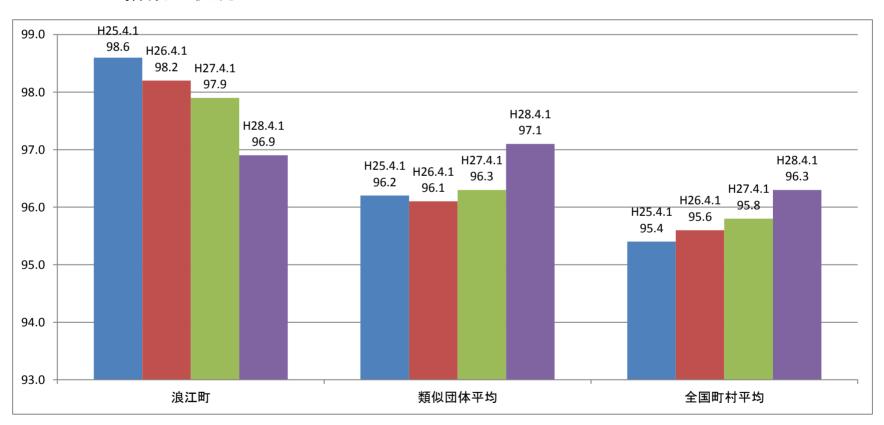
(2)職員給与費の状況(普通会計決算)

		TT.L.		1//		1. /									
		職	員	数		裕	<u>`</u>			<u> </u>	5		費		
	区分			A	給	料	職	員	手	当	期末	·勤勉手当	_	計	В
ľ	27 年度		-	人	400	千円		00	Ŧ	一円	1	千円]	740.1	千円
	()))			L <u>35</u>	468	$\frac{3,790}{5,110}$	^ .		, 25	00	1	72,143		740,1	.89

(参考)一人当	(参考)類似団
たり給与費	体平均一人当
B/A	たり給与費
手円	千円
5,483	5,587

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 - 2 職員数は、平成27年4月1日現在の人数である。
 - 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3)ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、 国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適 用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 - 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 - 3 平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定·臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

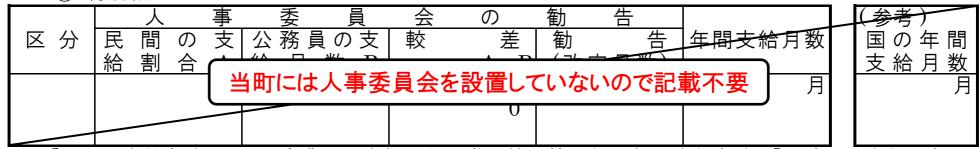
(4)給 与 改 定 の 状 況

① 月例給



(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

② 特別給



(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」 は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、 その理由))

(給料表の改定実施時期)平成27年4月1日

(内容)一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、若年層で最大約1.5%引き上げ、高齢層を中心に最大3.3%引きさげにより、平均1%引き上げ。

激変緩和措置として、平成27年4月1日から平成32年3月31日まで経過措置を実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

本町においては、一般行政職に対する地域手当支給なし。

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(6)特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1)職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成 28 年 4月 1日現在)

①一般行政職

	755 7 7 5					- 1 1 1
区		分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国 ベ ー ス)
浪	江	町	39.2 歳 286,627 円		348,257 円	305,180 円
福	島	県	42.7 歳	331,000 円	416,157 円	361,628 円
国			43.6 歳	331,816 円	_	410,984 円
類	似団	体	41.8 歳	311,143 円	364,320 円	342,222 円

② 技能 労務 職

<u></u>	ノ JX HE ノ	J 1/J 14%								
			公	務	員	L	Ē	民	間	参考
[区 分	平 均年 齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平 均 給 与 月 額(国比較ベース)	対応する民間の 類似職種	平 均年 齢	平均給与月額 (B)	A/B
;	良 江 町	62.1 歳	3 人	313,500 円	331,233 円	320,000 円		1	ı	I
	うち用務員	62.1 歳	3 人	313,500 円	331,233 円	320,000 円	用務員	55.2 歳	199,000 円	1.66
1	福島県	54.3 歳	243 人	356,000 円	397,364 円	373,969 円		1	ı	I
	玉	50.4 歳	2,876 人	287,447 円	_	329,358 円	_	_	_	_
	類似団体	49.2 歳	9 人	293,331 円	316,543 円	306,700 円	_	_	_	_

	参考						
区分	年収ベース(試算値)の比較						
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D				
浪江町	_	_	_				
うち用務員	6,126,300 円	2,774,000 円	2.2				

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成25年~平成27年の 3ヶ年平均)。
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致して いるものではない。
- ※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③ 教育職(中学校·小学校·幼稚園)

区		分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
浪	江	町	57.8 歳	393,300 円	398,000 円
福	島	県	47.6 歳	405,500 円	447,537 円
類	似団	体	39.9 歳	294,028 円	317,262 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成 28 年 4 月 1 日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 - 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外 勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査におい て明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2)職員の初任給の状況(平成 28 年4月1日現在)

区			分	浪 江	町	福	島	県	玉
一般行政職			卒	181,700 円		188,400 円		円	176,700 円
一	高	校	卒	148,700	円	15	3,200	円	144,600 円
技能 労務職	高	校	卒	155,800	円	15	0,800	円	_
1文 形 力 粉 帆	中	学	卒	125,300	円	14	2,300	円	_
教育 職	大	学	卒	181,700	円		_		_
以 月 収 -	高	校	卒	148,700	円				_

(3)職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成 28 年 4 月 1 日現在)

区	区 分)年	経験年数20		<u>終年数</u> 2		経験年数30年	
一般行政職	大	学	卒	256,700	円	356,400	円	_	円	403,500	円
一	高	校	卒	230,500	円	339,800	円	_	円	385,600	円
技能労務職	高	校	卒	-	円		円	_	円	_	円
汉形力纷拟	中	学	卒	_	円		円	_	円	_	円
教 育 職	大	学	卒	_	田	_	円		円	_	円
秋 月 柳 	高	校	卒	_	円	_	円	_	円	_	円

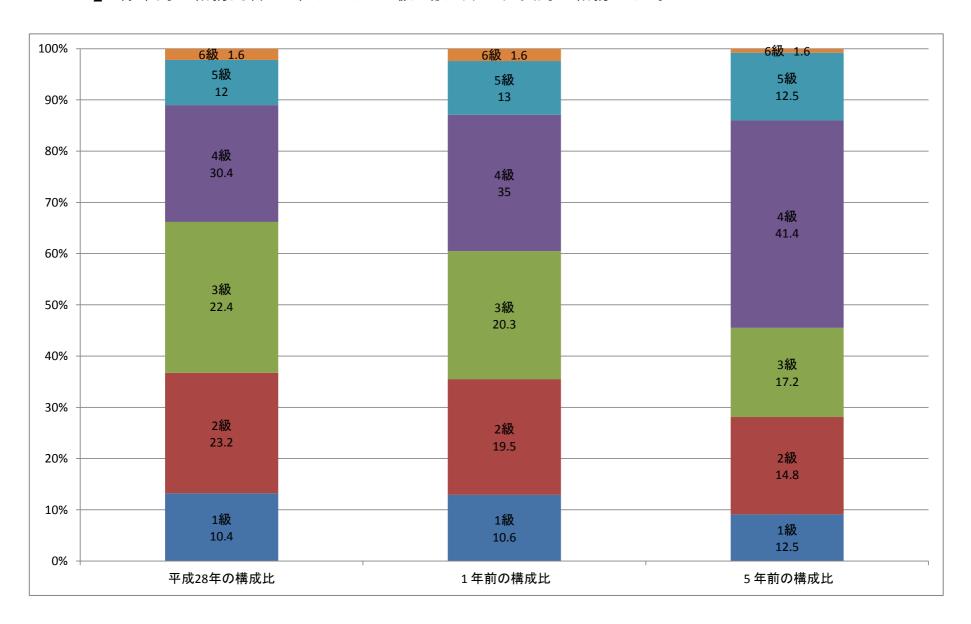
一の部分は、該当する職員がいない。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1)一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(平成 28 年 4月 1日 現在)

区	分	標準的な職務内容	標準的な職務内容 職員数 構成		1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額	
1	級	主事の職務	18 人	13.2 %	140,100 円	246,100 円	
2	級	副主査の職務	32 人	23.5 %	190,200 円	303,000 円	
3	級	係長の職務	40 人	29.4 %	226,400 円	348,800 円	
4	級	課長補佐の職務	31 人	22.8 %	259,900 円	379,800 円	
5	級	課長の職務	12 人	8.8 %	286,200 円	391,800 円	
6	級	困難な業務を処理する課長の職務	3 人	2.2 %	317,000 円	409,000 円	

- (注) 1 浪江町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 - 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2)昇給への勤務成績の反映状況

昇給日前1年間の勤務成績に応じ、良好である職員には4号給(55歳を超える職員は2号給)とすることを標準として 決定している。

(1)期末手当·勤勉手当

浪 江 町	福島	県国国
1 人当たり平均支給額(平成 27 年 1,204 千円	度) 1 人当たり平均支給額 (平成 1,718 千円	<u> </u>
(平成 27 年度支給割合)	(平成 27 年度支給割合)	(平成 27 年度支給割合)
期末手当 勤勉手当	期 末 手 当 勤 勉	〗手 当 期 末 手 当 勤 勉 手 当
2.55 月分 1.60 月分	2.55 月分 1.60	月分 2.60 月分 1.60 月分
(1.40) 月分 (0.75) 月分	(1.40) 月分 (0.75)	月分 (1.45)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)	(加算措置の状況)
職制上の段階、職務の級等による加算者	†置 職制上の段階、職務の級等による	る加算措置│職制上の段階、職務の級等による加算措置
役職加算 5~15	6 │ 役職加算 5 ~	20 % 役職加算 5 ~ 20 %
	管理職加算 15 ~	25 % 管理職加算 10 ~ 25 %

- (注)()内は、再任用職員に係る支給割合である。
- 勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

基準日以前6ヶ月間の勤務状況(休職、育児休業、中途採用等)を反映させ、支給割合を決定している。

(2)退職手当(平成28年4月1日現在)

浪	江	町		国
(支 給 率) 勤 続 20 年 勤 続 25 年 勤 続 35 年 最 高 限 度 額	自己都 20.445月 29.145月 41.325月 49.59月	合 応募i 分 25.556 分 34.582 分 49.5 分 49.5	3月分5月分9月分	(支給率)自己都合応募認定·定年勤続20年20.4450月分25.5563月分勤続25年29.1450月分34.5825月分勤続35年41.3250月分49.59月分最高限度額49.59月分49.59月分
その他の加算措置 定年前早期退職特 1 人当たり平均支約	例措置(割増2	率2~20%) 3,940 千円		その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(割増率2~45%)

- (注)退職手当の1人当たりの平均支給額は、平成27度に退職した職員に支給された平均額である。
- (3)地 域 手 当(平成 28 年 4月 1日現在)なし

(4)特殊勤務手当(平成28年4月1日現在)

	干风 40 干 4万 1 1 5	<u> </u>					
支給	実 績(:	27 年度決算)			14,91	14 千円
支給職員1人当た	り平均支給年額(:	27 年度決算)			34	46 千円
職員全体に占める手	当支給職員の割合(27 年度決算	[)			2	25 %
手 当 の 種 類	(手 当 数)						4 種類
手 当 の 名 称	主な支給対象職員	主 な 支	給対	力 象 業 務	左記	職員に対	対する支給単価
防疫作業従事職員の手当	防疫作業に従事する職員	防疫作業は	こ直 接 征	従事した場合	日	額	350 円
死体取扱作業等 従事職員の手当	死体を取り扱う作業等に 従事する職員	死体を取り	り扱う作	■ 業 等に 従 事	日	額	1,000 円
			7 - 7 +	原子炉建屋内	日	額	40,000 円
			免震重要 棟の外	故障設備等現場確認	日	額	20,000 円
		第一原子刀光 電所敷地内	1214-201	上記以外	日	額	13,300 円
			免震重要	E棟内	日	額	5,000 円
災害応急作業等従事 職員の手当	災害応急作業等に従事 する職員	 帰還困難区域		屋外	日 (4時	額 特間未満	6,600 円 制は3,960円)
					(18)) H) > < -	1,330 円
					日	 額	3,300 円
		 居住制限区域		屋外	(4時		5は1,980円)
							660 円
	診療所に勤務する医師					た1月に1)に相当す	つき往診料の100 ける額
診療所勤務職員の手当			職務に	従事した場合			手当月額の合計額 目当する額
	診療所に勤務する 看護師及び理学療法士				月	額	2,000 円

(5)時間外勤務手当

` -	,	,	, , –	<i>9</i> 3 37.		·		
支				給		実 (27 年 度	績 : 決 算)	34,588 千円
職	員	1	人	当	た	り平均支系 (27 年度		218,911 円
支				給		実 (26 年 度	績 : 決 算)	37,079 千円
職	員	1	人	当	た	り平均支 (26 年度		230,304 円

⁽注)職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(27年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(平成 28 年 4月 1日現在)

	当(平风 40 平 4月 1日 5k 任)				
手 当 名	内 容 及 び 支 給 単 価	国の制度との異同	国の制度 と異なる内 容	支 給 実 績 (27年度決算)	支給職員1人当たり の平均支給年額 (27年度決算)
扶 養 手 当	・配偶者 13,000 円 ・配偶者以外の扶養親族 6,500 円 (ただし、配偶者のいない職員の扶養親族 のうち1人は11,000円) ・16歳から22歳までの子 1 人につき 5,000円加算	同	_	15,670 千円	220,704 円
住 居 手 当	・借家、借間 月額9,500円を越える家賃を支払って いる職員に対し、支払家賃金額に応じ て 100円 ~ 27,000円	異	支給額等	2,115 千円	302,142 円
通勤手当	 ・交通機関利用者 61,000 円まで全額 61,000 円以上は 61,000 +越えた額の2分の1 ・交通用具利用者 通勤距離に応じて2,000円~50,400円 	異	支給額等	21,123千円	139,887 円
管理職手当	・課長及び課長相当職 給料月額の 100 分の 9 ・主幹 給料月額の 100 分の 7	異	支給率	6,812 千円	378,444 円
管理職特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合・課長 3,000 円・主幹 2,000 円	異	支給額等	14千円	14,000 円
単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活する職員に支給・基本額 23,000 円 、 距離に応じて加算額 6,000円~45,000円	同	_	1,560 千円	195,000 円
寒冷地手当	基準日(11月から翌年3月までの各月の初日)において、津島地区の公署に在勤する職員に支給・基準日における職員の世帯等の区分に応じた額	異	_	0千円	0 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員 ・勤務1回につき 5,000 円	異	支給額等	2,460 千円	17,697 円

5 特別職の報酬等の状況(平成 28 年 4月 1日現在)

			分	給		þ	料		月		5 1	額	等
区				浪	江	-	町	(参考)	類(以団体	におけ	る最高/よ	最 低 額
4.5	町		長		638,	,400 F	9		950	000 =		200 000	,
給	μј		又	(798,	,000 F	9)		000	,000 円		399,000	, , ,
料	副	町	長		630,	,000 F	9		700	,000円		409,200	ЛШ
	田リ	H)		(,000 F			700	,000 1 1		400,200	, I J
	議		長			,000 F			420	,000 円		230,000) 円 【
報	нж			(,000 F			120	,000 1 3		200,000	, ı ı
	副	議	長	,		,000 F			360	,000 円		180,000) H
酬	ш,	ну.		(,000 F			000	,00013			, , ,
וולבו	議		員		•	,000 F			345	,000 円		157,000) 円
				(,000 F			010	,000]			, I J
期	町		長	(27	年度习								
	副	町	長			2.95	月分						
末													
手	議		長	(27)	年度习								
当	副	議	長			2.95	月分						
	議		員										
退				(算	定	方	式)	(1期の)手当額)	(支給時	芽期)
職	町		長	給料	月額×	在職月	数 ×	100 分の	48	14,70	8,736 円	任 期 終	了 後
	副	町	長	給料	月額×	在職月	数 ×	100 分の	29	8,769	9,600 円	任 期 終	了 後
手													
当	備		考										

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 - 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給与月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職 員 数 の 状 況

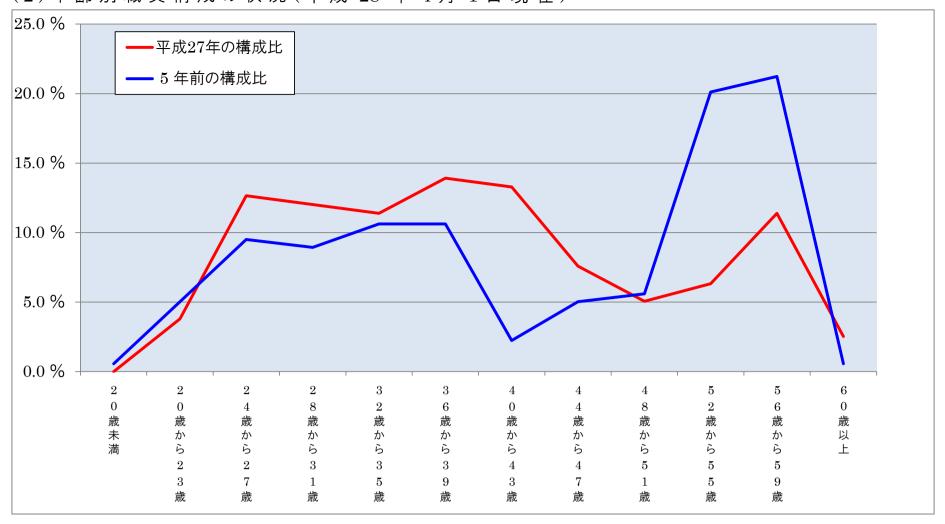
(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

				職員数		対前年度	主	な	増	減	理	由	
				28 年度	27 年度	増 減 額	土	<i>'</i> ه	坦	ル以	生	Щ	
普		議	会	3	3	0							
		総	務	68	76	Δ8	業務増により						
	般	税	務	5	5	0							
通	732	民	生	10	11	Δ1	事務の統廃合	、縮小	いにより				
	行	衛	生	17	17	0							
		農林ス	と 産	7	5	2	業務増により						
会	政	商	エ	3	3	0							
	₩п	土	木	17	2	15	業務増により						
	部						〔参考 〕						
計	門	計		130	122	8	人口 10,0	00 人	当たり	丿職 員	数	69.73	
							(類似団体の			当たり職	員	69.01)
₩ 7	教	育部	門	13	13	0	事務の統廃合	、縮小	いにより				
部	消	防 部	門	0	0	0							
							『参考 』						
門	/]\		計	143	135	8	人 口 10,0	00 人	当たり	丿職 員	数	76.70	
1 J							(類似団体の	人口1	.0,000人	当たり職	員	86.82)
会公	水		道	5	4	1	業務増により						
会公計営	下	水	道	3	3	0							
部企	そ	の	他	19	16	3	業務増により						
門業	小		計	27	23	4							
				170	158	12	『参考』						
合			計				人口 10,0	00 人	当たり	丿職 員	数	91.18	
()))			40 mth.	[201]	[201]	[0]							

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 - 2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(平成 28 年 4月 1日現在)



区分	20 歳	20 歳 ≀	24 歳 ~	28 歳 ~	32 歳 ≀	36 歳 ≀	40 歳 ~	44 歳 ~	48 歳 ~	52 歳 ≀	56 歳 ≀	60 歳	計
	未満	23 歳	27 歳	31 歳	35 歳	39 歳	43 歳	47 歳	51 歳	55 歳	59 歳	以上	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
職員数	0	6	20	19	18	22	21	12	8	10	18	4	158

(3)職員数の推移

(単位:人·%)

年度 部門別	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	過去5年間 の増減数(率)
一般行政	123	121	123	127	122	130	7 (5.7%)
教育	29	18	16	14	13	13	△16 (44.8%)
普通会計計	152	139	139	141	135	143	△9 (6.3%)
公営企業等会計計	23	19	19	21	23	27	4 (17.3%)
総合計	175	158	158	162	158	170	△5 (2.9%)

(注) 各年度における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7公営企業職員の状況

(1)水 道 事 業

①職員給与費の状況ア決

- 77			71			
区分	総	費 用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	職員給与費比率	(参考) 26 年度の 総費用に占める 職員給与費比率
27 年度	=	千円 264,397	千円 13,692	千円 25,809	9.8	

区分	職	員	数		紀	7	<u>. j.</u>	-	了	貴		一人当	たり
			A	給	料	職	員 手 当	期末	·勤勉手当	計	В	給与費	B/A
			人		千円		千円		千円	-	千円		千円
27 年度			4	15	,443		10,367		5,277	31,0) 87	7,	772

(参考)類似団体 平均一人当たり給 与費 千円 6,190

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 - 2 職員数は平成27年3月31日現在の人数である。

イ 特 記 事 項 なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成 28 年 4 月 1 日現在)

区		分	平均年齢	基本給	平均月収額
浪	江	町	39.3 歳	296,806 円	483,281 円
団	体 平	均	44.9 歳	348,021 円	517,229 円
事	業	者	_		_

- (注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
- ③ 職員の手当の状況ア期末手当・勤勉手当

浪 江 町	浪江町(団体平均)
1 人当たり平均支給額(平成 27 年度)	1 人当たり平均支給額(平成 27 年度)
0 千円	1,484 千円
(平成 27 年度支給割合) 期末手当勤勉手当 2.55月分 1.60月分 (1.40)月分 (0.70)月分	(平成 27 年度支給割合) 期末手当勤勉手当 2.55 月分 1.60 月分 (1.40)月分 (0.70)月分
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置
役職加算 5~15%	役職加算 5~15%

(注)()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退 職 手 当(平成 28 年 4月 1日現在)

	浪	<u>></u>	Ι		町				;	良	江	町(([寸	体	平均)	
(支 約	~ 率)	自己	都	合	応募認	定・	定年	(3	z ×	合 2	<u>率</u>)	自	己	都	合	応募認	定・	定年
勤続	20 年	20.45	月	分	25.556	月	分	勤	続	20	年	20	.45	月	分	25.556	月	分
勤続	25 年	29.15	月	分	34.58	月	分	勤	続	25	年	29	.15	月	分	34.58	月	分
勤続	35 年	41.33	月	分	49.59	月	分	勤	続	35	年	41	.33	月	分	49.59	月	分
最高阻	夏度額	49.59	月	分	49.59	月	分	最	高阝	艮度	額	49	.59	月	分	49.59	月	分
その他の	加算措置							その	他の	加算	措置							
定年前早	期退職特例	列措置(害	増	区2~ :	20%)			定年	前早	期退	職特	例措記	置(害	刂増ጃ	≥ 2~	20%)		
1 人当た	り支給額	_	千	円	_	千	円	1 人	、当た	り支	給額			13	3,940) 千 円		

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(4)特殊勤務手当(平成28年4月1日現在)							
支 給 実 績(27年度決算)				1,947 千円			
支 給 職 員 1 人 当 たり平 均 支 給 年 額 (27 年 度 決 算)					649 千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(27 年 度 決 算)				75 %			
手 当 の 種 類 (手 当 数)				1 種類			
手 当 の 名 称	主な支給対象職員	主 な 支	給対	象 業 務	左記	職員に	対する支給単価
	 災害応急作業等に従	東京電力福島 第一原子力発 電所敷地内	免需重要	原子炉建屋内	日	額	40,000 円
災害応急作業等従事 職員の手当				故障設備等現場確認	日	額	20,000 円
				上記以外	田	額	13,300 円
			免震重要	要棟内	Ш	額	5,000 円
				屋外	日	額	6,600 円
		帰還困難区域			(4時間未満は3,960円)		
				屋内			1,330 円
					日	額	3,300 円
		居住制限区域		注7	(4時間未満は1,980円)		
				屋内			660 円

才 時間外勤務手当

	0 1 0 7 1 = 70 070 0 1			
支	給	実 27 年 度	績 · 決 質)	654 千円
支	給職員1人当た		給年額	163,580 円
支	給 (実 26 年 度	績 : 決 算)	545 千円
支	給職員1人当た (り平均支 26 年度		181,775 円

カ その他の手当(平成 28 年 4月 1日現在)

	当 (平成 28 年 4月 1日 現 任)				
手 当 名	内 容 及 び 支 給 単 価	職の制度	一般 行政 職の制度と 異なる内容	文 心 大 順	支給職員1人当た りの平均支給年額 (27 年度決算)
扶 養 手 当	・配偶者 13,000 円 ・配偶者以外の扶養親族 6,500 円 (ただし、配偶者のいない職員の扶養親 族のうち1人は11,000円) ・16歳から22歳までの子 1 人につき 5,000円加算	無し	無し	444 千円	148,000 円
住居手当	・借家、借間 月額9,500円を越える家賃を支払っ ている職員に対し、支払家賃金額に 応じて 100 円 ~ 27,000 円	無し	無し	0 千円	0 円
通勤手当	 ・交通機関利用者 61,000 円まで全額 61,000 円以上は 61,000 +越えた額の2分の1 ・交通用具利用者 通勤距離に応じて2,000円~46,500円 	無し	無し	872 千円	174,400 円
管理職手当	・課長及び課長相当職 給料月額の 100分の 9・主幹 給料月額の 100分の 7	無し	無し	429 千円	429,000 円
	管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日 又は祝日法による休日等若しくは年 末年始の休日等に勤務した場合 ・課長 3,000 円 ・主幹 2,000 円	無し	無し	0千円	0 円
単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない 事情により配偶者と別居し、単身で生活する職員に支給 一葉や 23,000円、距離に応じて加算額 6,000円~45,000円	無し	無し	624千円	312,000 円